

第1号 議案

組合員平川智也の除名に関する件

組合員平川智也は、除名事由の定款第13条第1項第5号に規定する「犯罪その他信用を失う行為をした組合員」に該当することから、定款第13条の規定に基づき、組合員を除名する。

【「除名」決議理由】

組合員平川智也は、㈱いわてアスリートクラブの代表取締役副社長の立場にあったものであるが、平成28年03月から08月までの間、経理担当者に借入金の返済名目などと言い、会社の口座から数回にわたり、現金を引き出し、引き出したお金は、自己の会社の運転資金に充てていたものである。

私的流用した金額は5000万円にのぼるが、本人からのクラブへの貸付金及び立替経費を控除した240万5721円が回収困難になっている。

これら私的流用行為は、犯罪行為、信用失墜行為にも該当し、また、「J3 グルージャ盛岡」の執行委員（代表取締役副社長）という立場での行為であることから、大々的に報道機関に取り上げられて報道されたものである。

さらに、現役の実行委員が行った事案であったことから、「Jリーグ」から「㈱いわてアスリートクラブ」に対し、「けん責と制裁金500万円」の処分を受けるなど、社会的反響が極めて大きい事案である。

組合員平川智也のこれら私的流用行為は、除名事由の定款第13条第1項第5号に規定する「犯罪その他信用を失う行為をした組合員」に該当するものである。

【疎明関係】

- 1 ㈱「いわてアスリートクラブ」の公式発表があること。
- 2 新聞等各報道機関による報道があること。
- 3 総務委員会において、組合員本人が「私的流用の事実（一部）を認めている」こと。
- 4 「Jリーグ」の公式発表があること。